

令和5年度  
男女共同参画に関する年次報告書

大田原市

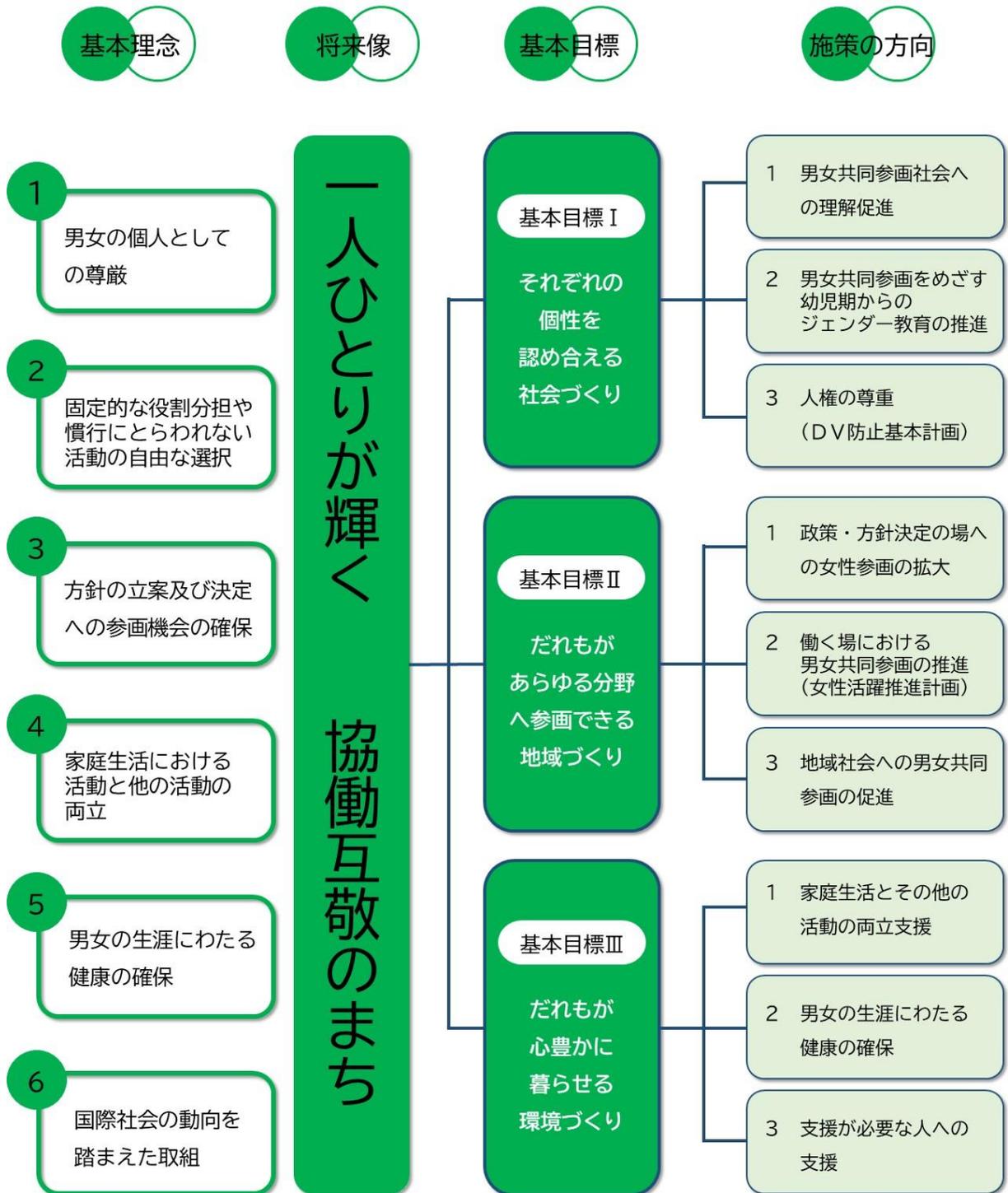
## 令和5年度男女共同参画に関する年次報告書について

本書は、大田原市男女共同参画を推進する条例（平成16年10月1日施行）第14条に基づく年次報告書として作成したものであり、大田原市の男女共同参画の現状及び本市が令和5年度に取り組んできた男女共同参画に関する施策の実施状況を「おおたわら男女共同参画プラン（第4次大田原市男女共同参画行動計画）」の施策の方向ごとに取りまとめ報告いたします。

# 目 次

●おおたわら男女共同参画プラン施策の体系	1
I 男女共同参画の推進状況	
おおたわら男女共同参画プランが目指す目標値進捗状況	3
【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】	
施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進	4
施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進	4
施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）	4
【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】	
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	5
施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	7
【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】	
施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援	7
【計画の推進】	
推進体制の充実	8
II 男女共同参画に関する施策の実施状況	
【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】	
施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進	10
施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進	11
施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）	13
【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】	
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	16
施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	17
施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進	21
【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】	
施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援	22
施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保	26
施策の方向3 援助が必要な人への支援	29
【計画の推進】	
1 推進体制の充実	32
2 プランの進行管理	33
参考資料	
大田原市男女共同参画を推進する条例	35
大田原市男女共同参画審議会規則	40

●おおたわら男女共同参画プラン施策の体系



# I 男女共同参画の推進状況

## おおたわら男女共同参画プランが目指す目標値進捗状況

指 標 項 目		基 準	現 状	目 標	令和5年度 達成状況
		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	
<b>基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり</b>					
1	男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行	年2回	年2回	年2回	目標達成
2	家庭教育学級参加者数	年639人	年1,984人	年2,800人	
3	市広報紙を活用したDV防止の啓発	年4回	年5回	年4回	目標達成
<b>基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり</b>					
1	審議会・委員会等における女性委員の割合	24.0%	22.0%	35.0%	
2	女性農業委員の全体に占める割合	23.5%	35.3%	30.0%	目標達成
3	女性が働きやすい環境づくりの取組をしている企業数	新規	年3社	年5社	
<b>基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり</b>					
1	認知症サポーターの数（計画期間の累計）	14,013人	17,580人	16,400人	目標達成
2	乳がん検診受診率（40歳～69歳）（全方式の合計）	新規	67.4%	60.0%	目標達成
3	ファミリーサポートセンター利用件数	新規	年719人	年570人	目標達成

## 【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】

### 施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

- (1) 普及啓発活動の推進
- (2) 情報の収集・提供の充実

#### ●男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発行回数	2回	2回	2回	2回
発行部数	39,950部	39,900部	39,000部	39,000部

### 施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

- (1) ジェンダー平等に関する教育の推進
- (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進
- (3) 国際交流の推進

#### ●家庭教育学級の開催状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	639人	941人	1,483人	1,984人
開設回数	14回	19回	44回	61回
学習時間	58.8時間	38.6時間	67.05時間	122.5時間

### 施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）

- (1) DV防止に対する啓発の推進
- (2) DV相談体制の充実
- (3) DV被害者の保護と自立の支援
- (4) 関係機関との連携の強化

#### ●DV防止啓発についての記事の広報紙等掲載回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間掲載回数	4回	5回	5回	5回

#### ●DV相談件数（市福祉事務所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
DV相談件数	17件	25件	29件	17件

【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】

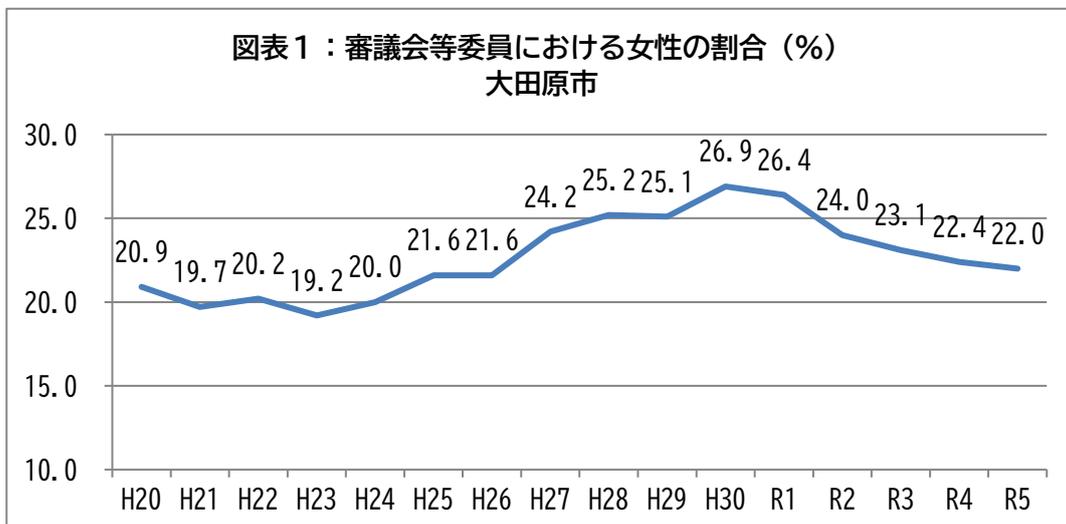
施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

- (1) 政策・方針決定の場への女性参画促進  
 (2) 人材育成の推進

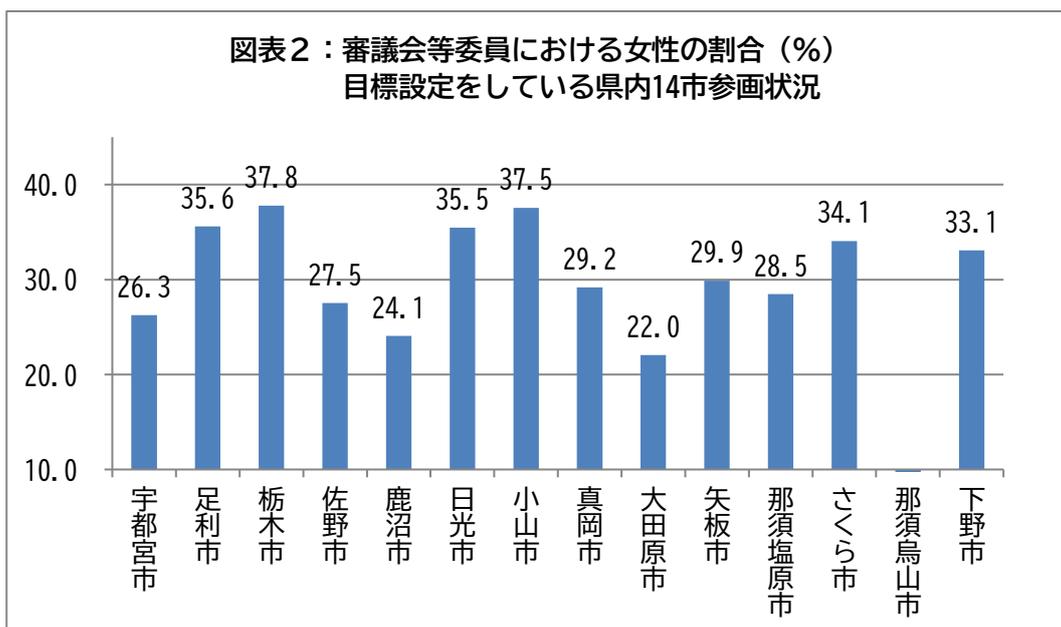
●市の審議会・委員会等への参画状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審議会等数	73	71	71	71
うち女性のいる審議会等数	62	61	57	59
総委員数	1,019人	1,022人	1,017人	1,021人
うち女性委員数	245人	236人	228人	225人
女性委員の割合	24.0%	23.1%	22.4%	22.0%

(各年4月1日時点)



(令和5年4月1日時点)



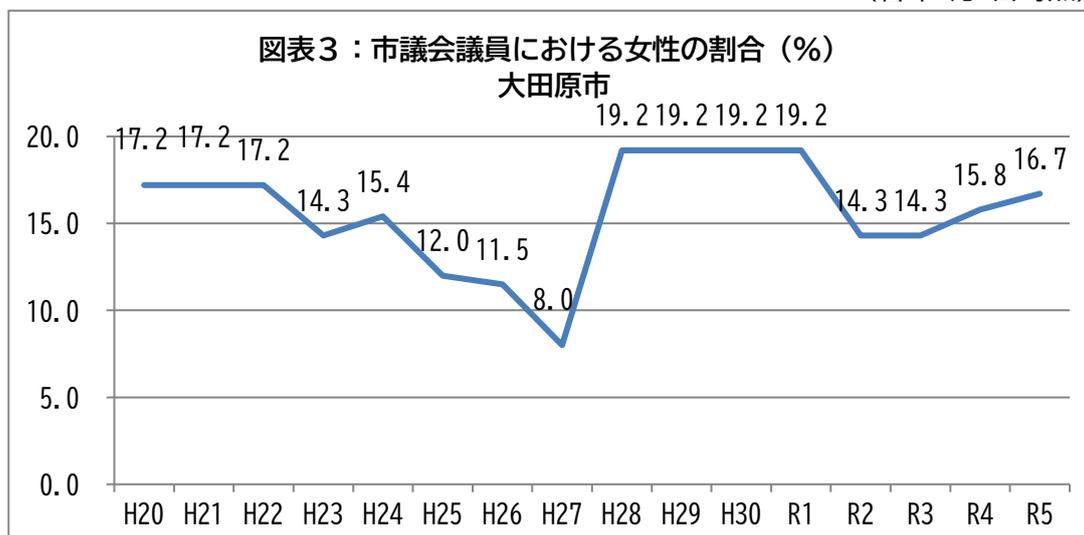
資料：栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課公表資料より

・14市平均 31.8%      ・栃木県 37.1%      ・県の目標値 40.0%

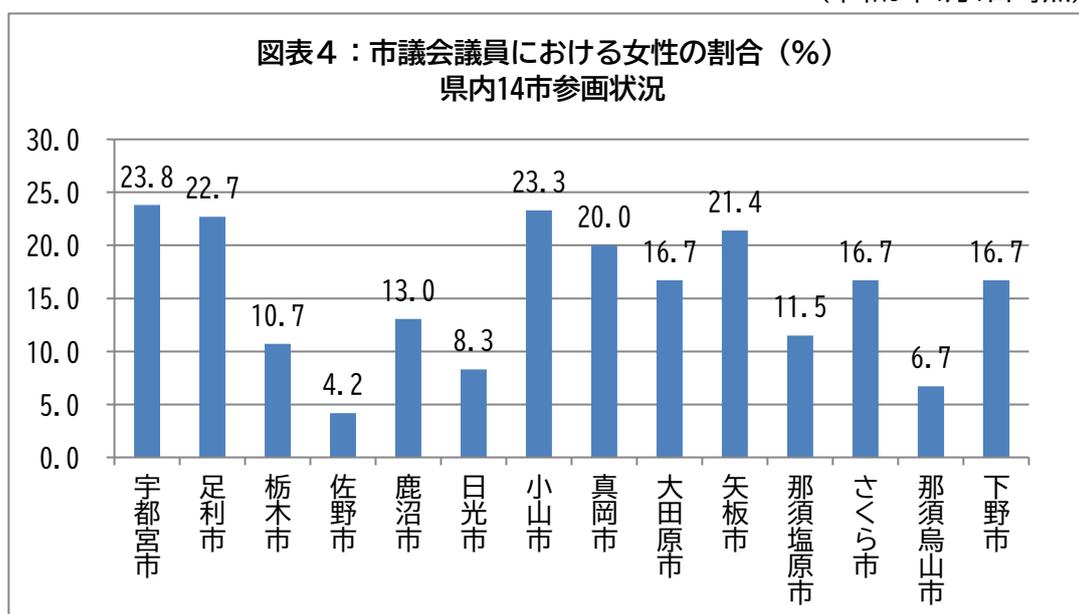
●市議会議員への参画状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
議員数	21人	21人	19人	18人
うち女性議員数	3人	3人	3人	3人
女性議員の割合	14.3%	14.3%	15.8%	16.7%

(各年4月1日時点)



(令和5年4月1日時点)



資料：栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課公表資料より

・14市平均	15.8%	・25市町平均	14.9%	・県議会議員	13.6%
--------	-------	---------	-------	--------	-------

施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

- (1) 働きやすい職場環境の整備
- (2) 起業・再就職への支援
- (3) 農業における男女共同参画の推進

●農業委員への参画状況（各年7月20日時点）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
農業委員数	17人	17人	17人	17人
うち女性の農業委員数	4人	4人	4人	6人
女性委員の割合	23.5%	23.5%	23.5%	35.3%

●女性が働きやすい環境づくりの取組をしている企業数

	令和2年度	令和4年度	令和5年度
企業数	新規	年2社	年3社

【基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり】

施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援

- (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (2) 子育て・介護支援体制の充実

●認知症サポーター数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター数	14,013人	14,769人	16,129人	17,580人

●ファミリーサポートセンター利用件数

	令和2年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	新規	642人	719人

施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保

- (1) 生涯を通じた健康保持の推進
- (2) 母子保健の充実

●乳がん検診受診率（40歳～69歳）（全方式の合計）

	令和2年度	令和4年度	令和5年度
受診率	新規	68.4%	67.4%

## 【計画の推進】

### 1 推進体制の充実

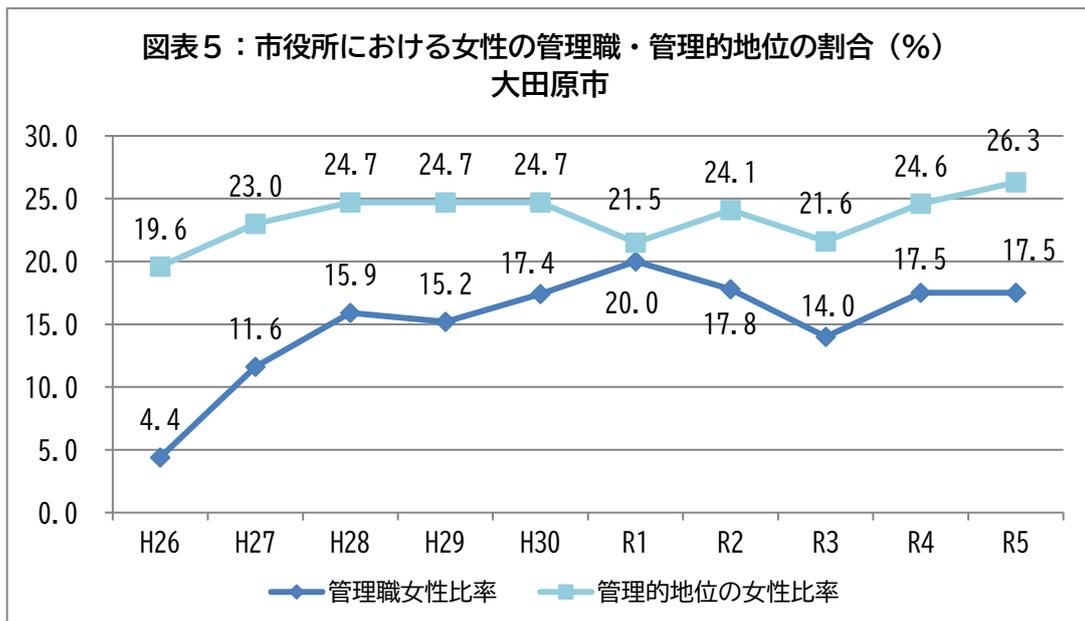
#### ●市役所における管理的地位の女性職員の割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全職員	35.9%	35.8%	35.9%	36.2%
管理職	17.8%	14.0%	17.5%	17.5%
管理的地位	24.1%	21.6%	24.6%	26.3%

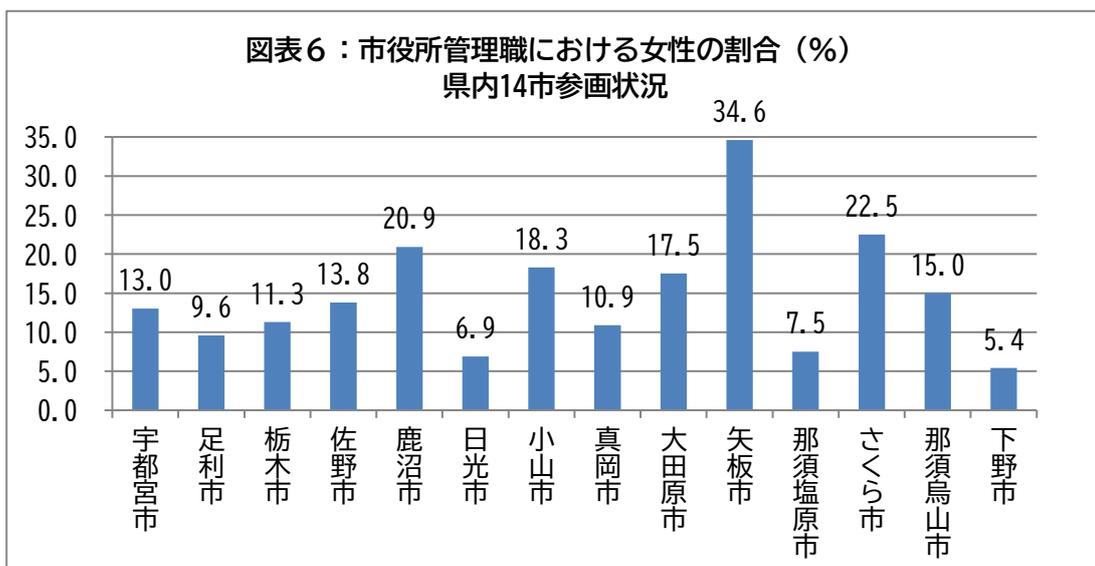
※管理職：部長級及び課長級

管理的地位：部長級、課長級及び課長補佐級

(各年4月1日時点)



(令和5年4月1日時点)



資料：栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課公表資料より

・14市平均 14.0%      ・栃木県 12.0%

## Ⅱ 男女共同参画に関する施策の実施状況

【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】

評価の目安

- A：達成された（90%以上）
- B：概ね達成された（80%以上）
- C：あまり達成されていない（60%以上）
- D：達成されていない（60%未満）

施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

施策(1)啓発活動の推進

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>ジェンダー平等に配慮した 広報 【政策推進課】 (全課)</p> <p>《事業内容》 市から発行する広報紙等 において、言葉づかいや文 章表現・写真・イラスト等 の使用について、ジェンダ ー平等の視点に配慮し作成 します。</p>	<p>市広報紙は、性別による固定的な表現がないよう配慮して作成し、情 報政策課広報広聴係がチェックを行いました。</p> <p>《評価・課題等》 今後もジェンダー平等の視点に配慮して広報紙等を作成します。</p>	A
<p>SDGsへの取組 【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 SDGsの目標の1つで ある「ジェンダー平等の実 現」への取組を推進すると 共に、市民・事業所等に向 けた普及啓発を図ります。</p>	<p>男女共同参画広報紙「ばらんす」において、G7栃木県・日光男女 共同参画・女性活躍担当大臣会合の「G7ジェンダー平等大臣共同声 明（日光声明）」について取り上げました。また「ばらんす」では、 男女共同参画推進事業者表彰について取り上げ、男女が互いを尊重 し、個性と能力を発揮できる職場づくりに取り組む事業者について特 集しました。</p> <p>《評価・課題等》 広報紙を通して、ジェンダー平等の実現について普及啓発に取り組み ました。</p>	A

施策(2)情報の収集・提供の充実

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>男女共同参画広報紙の発行 【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 男女共同参画に関する広 報紙として「ばらんす」を 発行し、意識啓発と情報提 供を行います。</p>	<p>広報おたわら11月号及び3月号に併せて市内全戸へ配布し、男女 共同参画に関する意識啓発と情報提供を行いました。</p> <p>発行回数：年2回（第55号、第56号） 発行部数：第55号19,500部、第56号19,500部</p> <p>《評価・課題等》 ボランティアの編集委員の協力により、読みやすさ・分かりやすさを 重点においた紙面づくりに努めています。</p>	A

男女共同参画に関する情報の提供【政策推進課】	市ホームページを活用し、本市の講座・講演会の開催情報など、男女共同参画に関する情報を随時掲載しました。	A
《事業内容》 広範囲な情報の収集を行い、ホームページの活用により、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	《評価・課題等》 今後は、県ホームページやよいちメール等も活用し、市内外で開催される講座・講演会等の情報提供に努めていきます。	

## 施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

### 施策(1) ジェンダー平等に関する教育の推進

事業	令和5年度実施状況	評価															
キャリア教育、進路指導の充実【学校教育課】	各学校において「生きる力」を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるように、小学校段階から体系的なキャリア教育に取り組んでいます。その中で、女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について認識をもち、望ましい勤労観や職業観の育成を図りました。	B															
《事業内容》 女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について適切な認識を持つことができるよう、望ましい勤労観や職業観の育成を図ります。	《評価・課題等》 男女共同参画社会の形成という現代社会の喫緊の課題に対して、今後、さらに児童・生徒の意識と能力を高めていかなければなりません。令和5年度は、中学2年生の職場体験学習を4年ぶりに事業所での体験活動という形で実施することができました。今後さらに充実させるなど学校内外の教育資源を有効に活用しながら、推進に努めていきます。																
小学生交流事業【生涯学習課】	岡山県井原市と大田原市で派遣・受入を隔年で交替し、事業を行っています。令和5年度は井原市の小学生を13名受け入れ、大田原市の小学生19名と交流・交歓を図りました。	A															
《事業内容》 市内小学生と岡山県井原市の小学生が派遣・受け入れによる現地での交流・交歓を図ることで、男女共同参画の意識を学ぶ機会を提供します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田原市</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>井原市</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> 《評価・課題等》 班別行動時には男女ともに協力しながら交流を行いました。様々な場面で特に男女で別れることもなく、ひとつの団体として行動する意識が感じられました。令和6年度の派遣でもまとまって行動できるように計画します。		人数	男	女	計	大田原市	9	10	19	井原市	3	10	13	計	12	20
人数	男	女	計														
大田原市	9	10	19														
井原市	3	10	13														
計	12	20	32														
発達段階に応じた人権教育の充実【学校教育課】	年間指導計画や別様に、発達の段階に応じた健全な異性間を持てるような題材や、家庭生活の大切さを考えさせる題材を位置付け、道徳や各教科において、人権に配慮した授業を展開し、教育活動を通して差別のない望ましい人間関係の構築を図りました。	B															
《事業内容》 道徳の指導計画の中に「性の尊重に関わる題材」を位置付け、指導の充実を図ります。	《評価・課題等》 「健全な異性観」をもてるような授業が位置付けられ、計画的に実施されており、市内各小中学校で男女の関係における人権感覚が高まっています。																

施策(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

事業	令和5年度実施状況	評価																																																							
<p>家庭教育学級の開設 【生涯学習課】</p> <p>《事業内容》 健全で豊かな人間性を育む家庭のあり方を考えるため、地区公民館において、地域・社会での実践を通じた学習活動を行います。</p>	<p>家庭教育学級</p> <table border="1" data-bbox="576 293 1350 757"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>学級数</th> <th>受講者(延べ)</th> <th>回数</th> <th>学習時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大田原東</td><td>1</td><td>235</td><td>8</td><td>23</td></tr> <tr><td>大田原西</td><td>1</td><td>77</td><td>4</td><td>8</td></tr> <tr><td>金田北</td><td>1</td><td>379</td><td>8</td><td>13</td></tr> <tr><td>金田南</td><td>1</td><td>266</td><td>9</td><td>24</td></tr> <tr><td>親園</td><td>1</td><td>359</td><td>6</td><td>13</td></tr> <tr><td>野崎</td><td>1</td><td>39</td><td>2</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>佐久山</td><td>1</td><td>131</td><td>7</td><td>9</td></tr> <tr><td>湯津上</td><td>1</td><td>69</td><td>4</td><td>8</td></tr> <tr><td>両郷</td><td>1</td><td>347</td><td>11</td><td>9</td></tr> <tr><td>須賀川</td><td>1</td><td>82</td><td>3</td><td>14</td></tr> </tbody> </table> <p>《評価・課題等》 令和5年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げにより、受講者数・回数・学習時間がほとんどの地区公民館で上昇しました。数値の伸び率から多くの方々のニーズがあったことが見受けられます。 学級の中で学んだ成果を実生活において活かしていけるように、今後も各地区公民館及び学校との連携を取りながら、学習内容の多様化に努めていきます。</p>	公民館名	学級数	受講者(延べ)	回数	学習時間	大田原東	1	235	8	23	大田原西	1	77	4	8	金田北	1	379	8	13	金田南	1	266	9	24	親園	1	359	6	13	野崎	1	39	2	4.5	佐久山	1	131	7	9	湯津上	1	69	4	8	両郷	1	347	11	9	須賀川	1	82	3	14	A
公民館名	学級数	受講者(延べ)	回数	学習時間																																																					
大田原東	1	235	8	23																																																					
大田原西	1	77	4	8																																																					
金田北	1	379	8	13																																																					
金田南	1	266	9	24																																																					
親園	1	359	6	13																																																					
野崎	1	39	2	4.5																																																					
佐久山	1	131	7	9																																																					
湯津上	1	69	4	8																																																					
両郷	1	347	11	9																																																					
須賀川	1	82	3	14																																																					
<p>男女共同参画講座等の実施 【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 固定的な性別役割分担意識が芽生える以前から男女共同参画教育の推進を図ると共に、男女共同参画の意識の醸成を図るための講座や講演会を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアデザイン講座（大田原女子高等学校） 期 日：令和5年6月17日 場 所：大田原女子高等学校体育館 参加者：545人</li> <li>・キャリアデザイン講座（黒羽高等学校） 期 日：令和5年11月10日 場 所：黒羽高等学校体育館 参加者：86人</li> <li>・キャリアデザイン講座（大田原高校） 期 日：令和5年9月21日 場 所：大田原高等学校体育館 参加者：571人</li> <li>・親子ヨガ教室 期 日：令和5年10月25日、令和5年11月29日 場 所：トコトコ大田原子ども未来館レクリエーションルーム 参加者：8人</li> <li>・女性の健康講座 期 日：令和5年12月2日 場 所：トコトコ大田原市民交流センター中会議室 参加者：16人</li> </ul> <p>《評価・課題等》 市内高等学校と連携し講座を開催するなど、それぞれの年代や立場に合わせた講座内容で実施できました。参加者からのアンケート集計結果はすべての講座で「とてもよかった」「よかった」が95%を超え、好評を得ています。</p>	A																																																							

### 施策(3)国際交流の推進

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>中学生交流事業の実施 【生涯学習課】</p> <p>《事業内容》 海外派遣や外国人の受け入れでの体験を通じて、異文化への理解を深めると共に、国際感覚を身に付け、国際社会における男女共同参画を認識する機会を提供し、人間性豊かな生徒を育成します。</p>	<p>【中学生の交流事業は派遣・受入を隔年で実施】</p> <p>○大田原市中学生交流事業(ウエストコビナ市へ派遣) 令和5年度は派遣の予定でしたが、日本とアメリカの経済情勢を鑑み、派遣事業は実施しませんでした。</p> <p>○ウエストコビナ市生徒交流事業(大田原市で受入) 期間：令和5年6月24日(金)～6月29日(木) 6日間 生徒：ウエストコビナ市の日本語学校の生徒6人(男子2人、女子4人) 引率：2人</p> <p>《評価・課題等》 ○令和6年度は派遣を計画しています。 ○姉妹都市であるウエストコビナ市との友好親善、相互理解を図る目的でウエストコビナ市の生徒を中学生のいる家庭へホームステイ事業として受入れ、交流を通じて国際親善を図りました。</p>	A
<p>国際交流会への支援 【生涯学習課・政策推進課】</p> <p>《事業内容》 市民が多様な文化や価値観に触れることができるよう、市民レベルで外国人との交流活動を行う団体である国際交流会に対し、補助金の交付や日本語・英会話・中国語等の各教室の支援をします。</p>	<p>○令和5年度は自主財源で活動を実施することが可能であったため、補助の申請はありませんでした。</p> <p>○外国語教室の支援：65回</p> <p>《評価・課題等》 ○国際交流会と情報を密にし、引き続き適切な支援を行います。 ○国際交流会が実施する外国語教室に対して引き続き支援をしていきます。</p>	A

### 施策の方向3 人権の尊重 (DV防止基本計画)

#### 施策(1) DV防止に対する啓発の推進

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>広報・啓発の充実 【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 パンフレット等の設置配布や、広報紙へ年数回、DV防止法や相談窓口を掲載し、市民に対してDVが犯罪であり重大な人権侵害であるということの周知を行います。</p>	<p>広報おたわら4月号、6月号、7月号、9月号、3月号へ、DVに関する記事を掲載しました。</p> <p>《評価・課題等》 年5回広報紙に掲載し、周知啓発を図りました。今後はホームページ等も活用し周知啓発に努めます。</p>	A
<p>若年層を対象とした性暴力等被害防止に向けた啓発 【政策推進課】</p> <p>《事業内容》</p>	<p>若年層への性暴力被害予防月間の啓発ポスターを市庁舎内デジタルサイネージにおいて掲載しました。</p>	A

デートDV、JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する防止に向けた啓発を行います。	《評価・課題等》 若年層への性暴力被害予防月間に合わせ、周知啓発を図りました。今後はさらにホームページ等を活用し、周知啓発に努めます。	
あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育の充実 【学校教育課】 《事業内容》 人権教育の指導計画の中に「女性に対する暴力の根絶に向けた内容」を位置付け、指導の充実を図ります。	教職員の人権感覚を高めるため、「デートDVを考える研修会」「性暴力について考える研修会」等様々な研修を周知し、人権教育担当者を中心に、児童生徒への指導の充実を図りました。  《評価・課題等》 各校で指導の充実を図るため、更に研修の周知など働きかけを進めていきます。	B

### 施策(2)DV相談体制の充実

事業	令和5年度実施状況	評価
相談体制の整備 【子ども幸福課】 《事業内容》 大田原市福祉事務所において婦人相談員を配置し、DVやストーカーの被害者からの各種相談に応じるほか、必要な支援を行います。また、相談窓口の周知に努めます。	窓口・庁舎内情報コーナー・関係施設等にて、「子育て・DV・離婚に関する相談窓口」に関する情報周知用パンフレット・カード等を設置配布しました。 夫等からの暴力の相談 実件数 17件 (延 60件) 離婚等の相談 実件数 72件 (延 176件)  《評価・課題等》 パンフレット等の設置配布により、情報周知と啓発に努めました。	A
婦人相談員の研修機会の提供 【子ども幸福課】 《事業内容》 婦人相談員のスキルアップを目的とした研修会への参加や、婦人相談員間で事例等の情報を共有することで相談対応力向上を図ります。	・婦人保護業務関係職員研修会 (年5回) ・栃木県DV被害者対策連絡会議 (年2回) ・配偶者暴力相談支援センター職員研修会 (年2回) ・婦人相談員との意見交換会 ・栃木県DV被害者等地域支援サポーター交流会  《評価・課題等》 婦人相談員が各種相談に応じ、必要な支援を実施している。今後、相談業務における婦人相談員の更なるスキルアップを図ります。	A
二次被害の防止 【子ども幸福課・市民課・建築住宅課】 《事業内容》 被害者に対して円滑な窓口の対応、行政手続きを行うため、各課の情報共有を行います。	○必要に応じて各課において情報共有し、場合によっては同行、同席して円滑な窓口対応を実施しました。 ○令和5年度、新規22件、継続69件、変更26件、終了18件、合計135件の支援措置申出について、住基システムに対象者である旨の情報登録をすると共に、関係各課に対してもスペースを利用し情報提供を行いました。結果、すべての対象者情報を関係各課と共有できました。  《評価・課題等》 ○被害者の状況を的確に把握し、必要な手続きを滞りなく行えるよう、今後も適切な対応・情報共有が行える体制づくりを図ります。 ○住基情報を利用する関係各課が住基情報に登録される支援措置対象情報を適切に取り扱えるように、引き続き新規・変更等の情報をその都度更新していきます。	A

施策(3)DV被害者の保護と自立の支援

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>市営住宅への優先入居 【建築住宅課・子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 DV被害等にあった市民へ市営・市有住宅の空き状況などを提供し、空き住戸に対して速やかにかつ適切に入居できるよう支援します。</p>	<p>両課の情報共有により市営住宅の空き状況等を提供します 令和5年度 相談実績 1件 入居実績 0件</p> <p>《評価・課題等》 市営住宅の空き状況や加害者の状態、DV被害者の心境や状況を把握し、今後も適切な対応・案内・情報提供を行える体制づくりを図ります。</p>	A

施策(4)関係機関との連携の強化

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>県の配偶者暴力相談支援センターとの連携 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 緊急性のある被害者に対し、迅速かつ適切な対応及び支援を行っていくため、県の配偶者暴力相談支援センターと情報を共有するなど、綿密な連携を図ります。</p>	<p>・配偶者暴力ネットワーク会議での情報交換等 ・母子支援施設訪問及び要保護母子措置入所のための移送等 ※要保護母子措置入所のための移送 2件</p> <p>《評価・課題等》 今後も状況に応じ必要な連携を図り、速やかな状況把握と対応を図ります。</p>	A
<p>県及び近隣市町等との連携 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 被害者に対し適切な対応ができるよう、県及び近隣市町等の関係機関と情報共有を図る等の連携を行います。</p>	<p>婦人保護業務関係職員研修「配偶者暴力防止対策ネットワーク会議（県主催）」に参加し、関係機関と情報交換をしました。</p> <p>《評価・課題等》 研修は、相談業務に活かせる内容でした。またネットワーク会議においては、各関係機関における実態が把握できました。 今後も研修に参加し各関係機関との連携を図っていきます。</p>	A

## 【基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり】

### 評価の目安

- A：達成された（90%以上）
- B：概ね達成された（80%以上）
- C：あまり達成されていない（60%以上）
- D：達成されていない（60%未満）

### 施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

#### 施策(1) 政策・方針決定の場への女性参画促進

事業	令和5年度実施状況	評価
審議会等における女性の登用の促進 <b>【政策推進課】（全課）</b> <b>《事業内容》</b> 男女双方の意見を取り入れることができる環境づくりに配慮し、女性の登用率向上や女性のいない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。	各種審議会・委員会等に占める女性委員の割合 22.0%（令和5年4月1日現在） 総委員数 1,021人 うち女性委員数 225人  <b>《評価・課題等》</b> 目標値に達するためにも、女性の人材の各種審議会・委員会等の委員への登用を引き続き推進していきます。	C

#### 施策(2) 人材育成の推進

事業	令和5年度実施状況	評価
女性団体連絡協議会の連携と支援 <b>【政策推進課】</b> <b>《事業内容》</b> 女性の活躍推進を目的に、女性団体の育成を推進し、組織の活性化を図ります。	男女共同参画社会の実現を目指して、女性の地位の向上と、住みよいまちづくりに貢献することを目的に組織されている大田原市女性団体連絡協議会の自主性を尊重しながら連携を図り、協力体制の強化を図りました。 加入団体 5団体  <b>《評価・課題等》</b> 団体の活動を支援していくとともに、新規加入に向けて働きかけをしていきます。	B
地域におけるリーダーの育成 <b>【政策推進課】</b> <b>《事業内容》</b> 地域の方針決定の場への女性の参画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県男女共同参画地域推進員 市広報に募集記事を掲載し、県から委嘱されました。 令和5年度 申込者 1人 委嘱者市内累計 16人</li> <li>・とちぎウーマン応援塾 市広報紙に受講生募集記事を掲載し、周知しました。 令和5年度 申込者 0人</li> </ul> <b>《評価・課題等》</b> 地域における女性リーダー育成の機会として、県の事業等を案内し、周知に努めました。今後も県等と連携し、女性リーダー育成講座等の周知に努めます。	A

施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

施策(1) 働きやすい職場環境の整備

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>雇用均等に関する周知 【商工観光課】</p> <p>《事業内容》 事業主に対して、男女雇用機会均等の確保や、多様な働き方のニーズに対応した就業環境づくり等の情報を提供するなど周知に努めます。</p>	<p>市庁舎等に男女雇用機会均等月間ポスターの掲示やリーフレットを設置し、周知を図りました。</p> <p>《評価・課題等》 掲示や設置などの手法以外にも、市の広報紙やメール配信等の積極的なPR方法も考えたいと思います。</p>	B
<p>事業者に対する周知啓発 【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 女性活躍推進等に積極的に取り組む事業者に対する公共調達のインセンティブ付与を周知啓発します。</p>	<p>県が取り組む「男女生き活き企業」認定制度における栃木県建設工事入札参加資格の技術評価点加点制度について、市ホームページで案内のページを新設し、周知に努めました。</p> <p>《評価・課題等》 今後も、国や県の動向を注視しながら、公共調達に関する女性活躍の推進について周知啓発していきます。</p>	B
<p>育児・介護休業制度の普及啓発 【商工観光課】</p> <p>《事業内容》 男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう市内企業に対し、育児・介護休業制度の啓発や情報の提供を行います。</p>	<p>市庁舎等に育児・介護休業制度の普及啓発ポスターの掲示やリーフレットを設置し、周知を図りました。</p> <p>《評価・課題等》 掲示や設置などの手法以外にも、市の広報紙やメール配信等の積極的なPR方法も考えたいと思います。</p>	B
<p>ハラスメント防止対策の推進 【商工観光課】</p> <p>《事業内容》 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止に向けて、事業者や労働者及び市民に向けた広報・啓発を行います。</p>	<p>市庁舎他関係施設にセクハラ被害など各種ハラスメントに関する相談窓口周知のポスターの掲示、パンフレット等の配置をおこないました。</p> <p>《評価・課題等》 掲示や設置などの手法以外にも、市の広報紙やメール配信等の積極的なPR方法も考えたいと思います。</p>	B
<p>男女共同参画推進事業者表彰の実施 【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 仕事と生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場づくりについて、積極的に取り組む事業者を表彰することにより、男女共同参画社会の促進を図ります。</p>	<p>令和5年度受賞事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有限会社アシモ</li> <li>・京浜精密工業株式会社大田原工場</li> <li>・株式会社槐工務店</li> </ul> <p>《評価・課題等》 男女共同参画に対して積極的な取組を行っている事業者を募集し、表彰及び公表することにより、事業者の積極的な取組を啓発することができました。また、市ホームページで事業者の活動の様子や取組の詳細を紹介することで、多くの市民に男女共同参画の意識づけができました。</p>	A

施策(2) 起業・再就職への支援

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>職業能力開発の周知 【商工観光課】</p> <p>《事業内容》 職業訓練の各種講座や教育訓練給付制度等の支援策の情報提供に努め、求職者や在職者のスキルアップを支援します。</p>	<p>市広報紙に職業訓練の各種講座や教育訓練給付制度の周知のため、情報提供をおこないました。また、市庁舎にセミナーポスターやリーフレットを設置し、周知を図りました。</p> <p>《評価・課題等》 掲示や設置などの手法以外にも、市の広報紙やメール配信等の積極的なPR方法も考えたいと思います。</p>	A
<p>再就職希望者への支援 【商工観光課】</p> <p>《事業内容》 子育て中の女性等の再就職希望者に対して、合同面接会や各種支援策等の情報提供に努めます。</p>	<p>市庁舎に公共職業安定所や県などが実施している再就職希望者への職業訓練等のポスターやリーフレットを設置し周知を図りました。</p> <p>《評価・課題等》 大田原市雇用創造協議会解散後も、可能な限り再就職支援事業を進めていきたいと思っています。</p>	A
<p>求人開拓事業の実施 【商工観光課】</p> <p>《事業内容》 大田原公共職業安定所、大田原地区雇用協会と連携し、雇用機会の維持及び就業機会の拡大を図ります。</p>	<p>大田原市公共職業安定所、大田原地区雇用協会と連携し、講演会や視察など各種事業を推進し、雇用機会の維持及び就職機会の拡大を図りました。</p> <p>《評価・課題等》 今後も引き続き、就職に備えた訓練及び既就職者の能力アップのため、広報活動を推進していきたいと思っています。</p>	A
<p>女性起業家の育成支援 【商工観光課・政策推進課】</p> <p>《事業内容》 商工団体等と連携を図り、女性起業家の育成を支援することによって性別にとられない豊かな人材の育成を図ります。</p>	<p>本市創業支援等事業計画の創業支援事業者である大田原商工会議所において創業スクールを実施しました。</p> <p>《評価・課題等》 関係団体との連絡を密に取り、引き続き女性起業家の育成支援を推進していきます。</p>	B

施策(3) 農業における男女共同参画の推進

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>農村女性リーダーの育成 【農政課・農業委員会】</p> <p>《事業内容》 農村女性のエンパワーメントにつながる研修会等への参加を支援します。</p>	<p>県等が主催する研修会や情報交換会等に参加したほか、独自事業を行いました。</p> <p>なお、チームあゆみは女性農業委員で構成される全6名(R5.7までは4名)のグループです。</p> <p>【本会主催独自事業】 ・期日：令和5年6月24日(土) 「はじめての農機具取り扱い講習会」 共催：JAなすの 参加者：一般参加者21名、農業委員9名(うちチームあゆみ5名)、事務局3名 ・期日：令和5年7月14日(金)</p>	A

「東洋大学×チームあゆみ インスタグラムを活用した農業経営スキルアップ講座 Vol. 2」

共催：東洋大学蜂巣ゼミより蜂巣先生、学生7名

参加者：一般参加者21名、チームあゆみ4名、事務局3名

・期日：令和5年12月1日（金）

「東洋大学×チームあゆみ インスタグラムを活用した農業経営スキルアップ講座 Vol. 3」

共催：東洋大学蜂巣ゼミより学生7名

参加者：一般参加者15名、チームあゆみ6名、事務局3名

・期日：令和6年1月31日（水）

「栃木市農業委員会との意見交換会（一部女性農業委員の活動内容について意見交換）」

参加者：本市農業委員14名、事務局2名、栃木市農業委員

※独自事業開催に向けて、女性農業委員グループ「チームあゆみ」

で打ち合わせを多数開催

#### 【本会后援事業】

・期日：令和5年12月10日（日）

「ハチのクリスマス会」

場 所：hikarinocafe 蜂巣店（旧蜂巣小学校）

主催：ココマルシェ会

後援：大田原市、市農産物ブランド化促進協議会、東洋大学蜂巣ゼミ学生、市農業委員会（チームあゆみ6名ほか）、市教育委員会、hikari no café、東洋大学蜂巣ゼミの学生

来場者：400名程度

#### 【県等主催事業参加】

・期日：令和5年5月31日（水）

「とちぎ女性農業委員の会第1回役員会」

参加者：委員1名、事務局1名

・期日：令和5年9月27日（水）

「とちぎ女性農業委員の会第1回研修会」

参加者：委員5名、事務局2名

・期日：令和5年10月24日（火）

「関東ブロック先進的農村女性交流交換会」

参加者：委員5名、事務局3名

※「チームあゆみ」は事例発表を行った

・期日：令和5年10月11日（水）

「女性の新任委員初任者研修会」

参加者：委員5名、事務局2名

・期日：令和5年11月6日（月）

「とちぎ女性農業委員の会第2回役員会」

参加者：委員1名、事務局1名

・期日：令和5年12月8日（金）

「とちぎ女性農業委員の会第2回研修会」

参加者：委員5名、事務局2名

・期日：令和5年12月13日（水）

「関東ブロック女性農業委員等研修会」

参加者：委員5名、事務局2名

	<p>《評価・課題等》</p> <p>独自事業を計画・開催し、多方面からサポートしました。</p> <p>東洋大学とのコラボ企画は全3回行う予定でしたが、3回目は令和6年度へ延期となっています。</p> <p>関東地区の研修会では前年に引き続き、女性委員グループ「チームあゆみ」の活動について先進事例の発表を行い、県内外に活動をアピールすることができました。</p> <p>今後開催される研修会等にも積極的に参加していきます。また、独自事業も計画開催し、多方面から支援を行っていきます。</p>	
<p>農村生活研究グループ協議会への支援 【農政課】</p> <p>《事業内容》</p> <p>農村女性の地位向上を図ることを目的に、女性農業者を中心とする農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。</p>	<p>会員有志で郷土料理の三五八床の袋詰め及び仕込みを行いました。完成品は、主に与一の郷ごころ便の商品として出荷を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三五八床袋詰め 期日：7月13日(木) 17名参加 12月4日(月) 19名参加</li> <li>・三五八床仕込み 期日：1月27日(土) 17名参加</li> </ul> <p>また、第33回大田原マラソン大会に出店し、けんちんうどんの販売を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田原マラソン大会 期日：11月23日(木) 12名参加</li> </ul> <p>さらに、ココマルシェ会主催のクリスマスマルシェに出店し、かまと焼きご飯の提供を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリスマスマルシェ 期日：12月10日(日) 7名参加</li> </ul> <p>《評価・課題等》</p> <p>新型コロナウイルスの規制緩和を受けて、例年どおり事業を実施できた。次年度に向けては、新型コロナウイルス拡大以前の活動の再開を目指していく。</p>	B
<p>男女で築く農業経営の発展支援 【農政課】</p> <p>《事業内容》</p> <p>「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の推進に向け、女性農業者に対して認定農業者（共同申請を含む）への誘導を行います。</p>	<p>地域農業での女性の活躍を推進するため、女性認定農業者への誘導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に認定した女性認定農業者数 9名</li> <li>・令和5年度3月末時点の女性認定農業者数合計 67名</li> </ul> <p>《評価・課題等》</p> <p>女性の認定農業者は依然として少ないため、夫婦間の共同申請等を促し、農業経営における女性の活躍に努めていく。</p>	B
<p>家族経営協定事業 【農業委員会】</p> <p>《事業内容》</p> <p>男女が対等な立場で家族農業経営を確立していくために、就業条件や経営管理全般にかかる家族経営協定書づくりに取り組みます。</p>	<p>認定農業者の申請及び農業者年金加入の際に、市農政課等と連携して協定締結に向けた推進活動を行いました。</p> <p>その結果、新たに17件の協定書が締結され、4件の協定書見直しを行いました。また有効締結件数の見直しを行い、累計件数は365件となりました。</p> <p>《評価・課題等》</p> <p>昨年度よりも多くの締結がありました。今後も農業員会だより等で制度利用のメリットを周知し締結の促進を図るとともに、締結内容の見直しについても周知を行います。</p>	A

### 施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進

#### 施策(1) 市民活動との連携・支援

事業	令和5年度実施状況	評価
商工会議所女性部への支援 <b>【商工観光課】</b> 《事業内容》 女性の力で地域を元気にするため女性経営者で組織された、大田原商工会議所女性部の活動に対して支援を行います。	商工会議所を通じ、商工会議所女性部の活動支援をおこないました。  《評価・課題等》 今後も継続して支援をおこないます。	B

#### 施策(2) 防災活動における男女共同参画の促進

事業	令和5年度実施状況	評価
地域での防災活動への参加促進 <b>【危機管理課】</b> 《事業内容》 男女双方の視点で防災活動や避難所運営を行うことができるよう女性の防災活動への参画を推進します。	市が開催した防災講座は9回あり、328名の方が参加していただきました。そのうち女性の参加者は96名でありました。  《評価・課題等》 多くの参加者が集うことにより、防災活動への男女共同参画推進を図っています。女性参加者は3割の状況ですが、今後も女性の積極的参加を推進します。	B



<p>放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実 【保育課】</p>	<p>・公設民営学童保育館：11 か所 （令和6年3月31日現在） 登録児童数：791人 委託料：152,135,800円</p> <p>・民設民営学童保育館：15 か所 （令和6年3月31日現在） 登録児童数：769人 補助金：165,828,800円</p>	A
<p>《事業内容》 放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間、家庭に保護者のいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。</p>	<p>《評価・課題等》 登録児童数の増加に伴って待機児童が生じないよう、民間事業者による新規学童の開設等により、多くの児童受け入れを可能としました。 今後も登録児童数の増加を見据え、更なる施設整備の必要性を検討していきます。</p>	A
<p>ファミリーサポートセンター事業推進 【保育課】</p>	<p>利用実績：719件 【令和5年度会員数 113人】</p> <p>・提供会員：28人 ・依頼会員：81人 ・両方会員：4人</p>	A
<p>《事業内容》 地域における子育て支援を拡充するため、ファミリーサポートセンターの趣旨普及に努め、依頼会員及び提供会員の募集・育成を図ります。</p>	<p>《評価・課題等》 実働できる提供会員の確保が課題です。今後もファミリーサポートセンター事業の周知・会員募集を積極的に実施し、提供会員の登録者数増を図るとともに、サービスを必要とする方（依頼会員）が利用しやすい体制づくりを目指していきます。</p>	A
<p>子育て支援拠点施設事業の推進 【保育課】</p>	<p>9か所で実施 【公営 6か所 利用者数 8,090人】</p> <p>※保護者・子どもの年間延べ人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しんとみ子育て支援センター（しんとみ保育園内） 2,443人</li> <li>・つどいの広場トコトコ（子ども未来館内） 4,426人</li> <li>・つどいの広場さくやま（旧さくやま保育園内） 606人</li> <li>・子育てサロンかねだ（金田北地区公民館内） 120人</li> <li>・子育てサロンのざき（うすばアットホーム内） 333人</li> <li>・子育てサロンかわにし（川西ほほえみセンター内） 162人</li> </ul> <p>【民営 3か所 利用者数 4,362人】</p> <p>※保護者・子どもの年間延べ人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くろばね子育て支援センター（すくすくきっず） 1,876人</li> <li>・子育て支援センターひかり 1,661人</li> <li>・ゆづかみ子育て支援センター（ゆづかみ保育園内） 825人</li> </ul>	A
<p>《事業内容》 施設指導員等による育児に関するアドバイスと育児情報の提供、子育てに関する相談受付を通して、地域の子育てを支援します。</p>	<p>《評価・課題等》 令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類以降に伴い、感染症対策による利用制限等を徐々に緩和しながら運営をしてきました。 利用者が安心して利用できる場所を提供できるよう、各施設指導員のスキルアップと施設のより良い環境作りを目指していきます。 また、新規利用者を増やしていくため、各施設の周知を継続していきます。</p>	A

<p>保育料等の負担軽減 【保育課】</p> <p>《事業内容》 保育園等入園児童の保育料等を軽減することにより、子育て世帯の経済的な支援を図ります。</p>	<p>【保育園等保育料の軽減】 保育園等入園児童にかかる利用者負担（保育料）軽減率は、国の基準から 44.3%です。 また軽減実施人数は、第2子 231 人（実数）、第3子 79 人（実数）となっています。</p> <p>《評価・課題等》 保育園等保育料の軽減につきましては、引き続き負担軽減に努めていきます。</p>	A																				
<p>介護保険施設等の充実 【高齢者幸福課】</p> <p>《事業内容》 介護保険施設等の充実に努め、介護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期計画で計画していたグループホーム1施設（18床）を整備した。</p> <p>《評価・課題等》 令和5年度内に整備が完了し、令和6年4月1日に開設となった。</p>	A																				
<p>地域包括ケアシステムの整備促進 【高齢者幸福課】</p> <p>《事業内容》 高齢者の生活を家族などの介護者だけでなく、地域全体で支え合うことができるよう、地域包括ケアシステムの整備を促進します。</p>	<p>住み慣れた地域でいつまでも生き生きと安心して暮らせるまちをめざして、医療・介護・地域が連携して高齢者を支援できる体制づくりを推進しております。</p> <p>・大田原市ささえ愛サロン事業費補助金 高齢者を中心とする身近な通いの場（ささえ愛サロン）を運営する団体を支援しています。 令和5年度交付 2団体（新規1、継続1団体）</p> <p>《評価・課題等》 今後も、身近な通いの場の拡充に向け、運営団体への支援を行います。 生活支援体制整備事業においても、地域の住民活動が活発に展開されるよう、市域及び各日常生活圏域の課題解決や体制整備など、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。</p>	A																				
<p>在宅障害者（児）居宅生活支援事業の充実 【福祉課】</p> <p>《事業内容》 在宅の身体・知的・精神の3障害者（児）の介護給付、自立支援医療、補装具費等の給付、地域生活支援により、家族の介護の軽減を図ります。</p>	<p>【自立支援給付】*数値は令和6年3月利用実績</p> <p>○居宅介護 在宅の障害者（児）に対し、ホームヘルプを利用することにより、介護者の軽減を図りました。</p> <table border="1" data-bbox="576 1458 1294 1543"> <thead> <tr> <th>人数（）内の数は児童</th> <th>回数（）内の数は児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>89（2）人</td> <td>688（25）回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○日中活動 在宅の障害者（児）に対し、生活介護（デイサービス等）を利用することにより、本人及び家族等に対する支援を行いました。</p> <table border="1" data-bbox="576 1659 1374 1823"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数（）内の数は児童</th> <th>日数（）内の数は児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護</td> <td>243（0）人</td> <td>4,257（0）日</td> </tr> <tr> <td>日中一時</td> <td>24（53）人</td> <td>119（398）日</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センターⅡ型</td> <td>3（0）人</td> <td>28（0）日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○短期入所（ショートステイ） 障害者（児）を介護している者が、疾病等の理由により、居宅における介護ができない場合、一時的に施設を利用することにより、家族等の負担軽減を図りました。</p> <table border="1" data-bbox="576 1984 1238 2069"> <thead> <tr> <th>人数（）内の数は児童</th> <th>日数（）内の数は児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62（12）人</td> <td>615（54）日</td> </tr> </tbody> </table>	人数（）内の数は児童	回数（）内の数は児童	89（2）人	688（25）回	区分	人数（）内の数は児童	日数（）内の数は児童	生活介護	243（0）人	4,257（0）日	日中一時	24（53）人	119（398）日	地域活動支援センターⅡ型	3（0）人	28（0）日	人数（）内の数は児童	日数（）内の数は児童	62（12）人	615（54）日	A
人数（）内の数は児童	回数（）内の数は児童																					
89（2）人	688（25）回																					
区分	人数（）内の数は児童	日数（）内の数は児童																				
生活介護	243（0）人	4,257（0）日																				
日中一時	24（53）人	119（398）日																				
地域活動支援センターⅡ型	3（0）人	28（0）日																				
人数（）内の数は児童	日数（）内の数は児童																					
62（12）人	615（54）日																					

**【自立支援医療】**

○更生医療

障害者（18歳以上）に対し、更生医療を受けることにより身体の障害を軽減し、医療に対する交付負担することにより、身体障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図りました。

区 分	交付件数
一 般	24件
心 臓	27件
血液透析	170件

○育成医療

障害児（18歳未満）に対し、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活能力を得るために必要な育成医療の支給を行いました。

区 分	支給件数
聴覚・平衡	0件
音声・言語	0件
肢 体	4件
内部障害	3件

○精神通院

何らかの精神疾患により、精神医療を継続的に要する病状にあるものに対し、その通院に係る自立支援医療費の支給により負担軽減を図りました。

・受給者数：1,200人（令和6年3月31日現在）

**【補装具】**

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすいするため、補装具の購入又は修理の支給を行いました。

区 分	件数（ ）内の数は児童
交 付	74(12) 件
修 理	52 (3) 件

**《評価・課題等》**

引き続き家族の負担軽減のため障害者の自立や療育に向けた障害福祉サービスの情報提供に努めていきます。

また、手帳交付時に障害者福祉ガイドをお渡しすることで、申請漏れのないよう周知徹底します。

施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保

施策(1)生涯を通じた健康保持の推進

事業	令和5年度実施状況	評価																																																			
<p>性教育の充実 【学校教育課】</p> <p>《事業内容》 特別活動や保健体育において「性に関する指導」を年間指導計画に位置付け、計画的、継続的に指導を行います。</p>	<p>各学校において、特別活動及び体育・保健体育（保健領域）等において「性に関する指導」を年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に指導しました。また、助産師等の外部講師を招いて思春期教室を実施するなど、専門的な指導も行いました。児童生徒の発達段階や学年の実態に合わせた指導が展開されました。</p> <p>《評価・課題等》 性に関する指導資料の作成・研究授業・養護教諭による個別指導等を実施し、児童・生徒の人格の寛容につながりました。新型コロナウイルス感染症対応のため、病院関係、助産師など外部講師との連携が難しいなか、工夫して推進することができました。</p>	B																																																			
<p>各種がん検診の実施 【健康政策課】</p> <p>《事業内容》 乳がん・子宮がんや前立腺がん等、性別に応じた、各種がん検診を実施します。</p>	<p>○各種がん検診の実施状況について ・令和5年度各種がん検診の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="544 853 1334 1021"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性</td> <td>15,452</td> <td>4,213</td> <td>27.3%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>30歳以上の女性</td> <td>13,973</td> <td>6,283</td> <td>45.0%</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>50歳以上の男性</td> <td>8,307</td> <td>3,365</td> <td>35.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各種がん検診における対象者数については、令和2年度国勢調査の統計情報を基に、国が指定した全国統一の基準により算出した、市でがん検診を受けるべき人の数としました。</p> <p>HPV 併用検診における受診間隔（異常なしの方/3年後受診）については考慮していません。</p> <p>・受診率の推移</p> <table border="1" data-bbox="544 1256 1257 1424"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>27.0%</td> <td>27.3%</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>44.5%</td> <td>45.0%</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>40.6%</td> <td>40.5%</td> <td>▲0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○がん検診推進事業 がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るため、国の施策に基づき市が実施。 各対象者に「がん検診手帳」及び「がん検診無料クーポン」を送付し、がん検診の受診勧奨を実施。</p> <table border="1" data-bbox="544 1659 1294 1827"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象年齢</th> <th>クーポン対象者</th> <th>クーポン利用者</th> <th>使用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳</td> <td>493</td> <td>15</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳</td> <td>421</td> <td>109</td> <td>25.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象年齢は、当該年度4月1日時点での年齢</p> <p>《評価・課題等》 引き続き感染症対策（マスク着用の推奨・消毒の徹底、受付時間の割り振り等）を実施しながら、73回の健診を実施しました。 また、健診（検診）を受診することの重要性の周知に努め、全体的な受診者数は前年度より増加しました。</p>	項目	対象者	対象者数	受診者数	受診率	子宮がん検診	20歳以上の女性	15,452	4,213	27.3%	乳がん検診	30歳以上の女性	13,973	6,283	45.0%	前立腺がん検診	50歳以上の男性	8,307	3,365	35.8%		令和4年度	令和5年度	前年比	子宮がん検診	27.0%	27.3%	0.3	乳がん検診	44.5%	45.0%	0.5	前立腺がん検診	40.6%	40.5%	▲0.1		対象年齢	クーポン対象者	クーポン利用者	使用率	子宮がん検診	20歳	493	15	3.0%	乳がん検診	40歳	421	109	25.9%	B
項目	対象者	対象者数	受診者数	受診率																																																	
子宮がん検診	20歳以上の女性	15,452	4,213	27.3%																																																	
乳がん検診	30歳以上の女性	13,973	6,283	45.0%																																																	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	8,307	3,365	35.8%																																																	
	令和4年度	令和5年度	前年比																																																		
子宮がん検診	27.0%	27.3%	0.3																																																		
乳がん検診	44.5%	45.0%	0.5																																																		
前立腺がん検診	40.6%	40.5%	▲0.1																																																		
	対象年齢	クーポン対象者	クーポン利用者	使用率																																																	
子宮がん検診	20歳	493	15	3.0%																																																	
乳がん検診	40歳	421	109	25.9%																																																	

	しかし、受診率についてはコロナ禍以前まで戻っていないことから、引き続き健診の重要性について周知していく必要があると考えています。																																																													
<b>女性セミナーの開設</b> <b>【生涯学習課】</b>  <b>《事業内容》</b> 女性が生涯にわたって健康の保持増進に努めることができるよう、女性の健康づくりに関するセミナーを実施します。	<b>女性セミナー開設</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>学級数</th> <th>受講者(延べ)</th> <th>回数</th> <th>学習時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田原西</td> <td>1</td> <td>321</td> <td>9</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>金田北</td> <td>1</td> <td>158</td> <td>10</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>金田南</td> <td>1</td> <td>94</td> <td>9</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>親園</td> <td>1</td> <td>134</td> <td>8</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>野崎</td> <td>1</td> <td>165</td> <td>9</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>佐久山</td> <td>1</td> <td>44</td> <td>10</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>湯津上</td> <td>1</td> <td>145</td> <td>10</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>黒羽・川西(黒羽)</td> <td>1</td> <td>229</td> <td>9</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>黒羽・川西(川西)</td> <td>1</td> <td>132</td> <td>9</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>両郷</td> <td>1</td> <td>154</td> <td>10</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>須賀川</td> <td>1</td> <td>109</td> <td>8</td> <td>26.5</td> </tr> </tbody> </table> <b>《評価・課題等》</b> 受講者・セミナー回数・学習時間が前年度と同じ規模で開催されています。例年、受講者の関心が高く、受講率の高い講座となっています。様々な分野の講義を盛り込んでおりますが、今後も女性のエンパワメントのため内容の充実に努めていきます。	公民館名	学級数	受講者(延べ)	回数	学習時間	大田原西	1	321	9	27	金田北	1	158	10	30	金田南	1	94	9	21.5	親園	1	134	8	23.5	野崎	1	165	9	19	佐久山	1	44	10	22	湯津上	1	145	10	29	黒羽・川西(黒羽)	1	229	9	22.5	黒羽・川西(川西)	1	132	9	25.5	両郷	1	154	10	32.5	須賀川	1	109	8	26.5	A
公民館名	学級数	受講者(延べ)	回数	学習時間																																																										
大田原西	1	321	9	27																																																										
金田北	1	158	10	30																																																										
金田南	1	94	9	21.5																																																										
親園	1	134	8	23.5																																																										
野崎	1	165	9	19																																																										
佐久山	1	44	10	22																																																										
湯津上	1	145	10	29																																																										
黒羽・川西(黒羽)	1	229	9	22.5																																																										
黒羽・川西(川西)	1	132	9	25.5																																																										
両郷	1	154	10	32.5																																																										
須賀川	1	109	8	26.5																																																										
<b>女性スポーツ教室の開催</b> <b>【スポーツ振興課】</b>  <b>《事業内容》</b> 年代や個性に応じた健康づくりを推進するため、「市民一人1スポーツ」の観点から女性スポーツ教室を開催します。	女性へのスポーツ普及、健康づくりを目的として次の教室を開催しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テニス教室 参加者：26名(4～6月 全8回)</li> <li>・フラダンス教室 参加者：21名(4～6月 全8回)</li> <li>・ピラティス教室             <ul style="list-style-type: none"> <li>(午前の部) 参加者：30名(9～11月 全8回)</li> <li>(午後の部) 参加者：30名(5～7月 全8回)</li> </ul> </li> <li>・ゴルフ教室 参加者：14名(9～10月 全6回)</li> </ul> <b>《評価・課題等》</b> 女性スポーツ教室事業はNPO法人大田原市スポーツ協会の事業、生涯学習課の市民学校事業と重複する教室事業があることから令和6年度は事業の見直しを行い、廃止となりました。今後は市民の需要に応じて新規事業を必要に応じて実施してまいります。	B																																																												

施策(2)母子保健の充実

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>不妊治療費補助金交付 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 不妊治療を受けた方に、保険診療適用外の治療費の一部を助成します。</p>	<p>助成制度終了のため、実績なし</p> <p>《評価・課題等》 令和4年度から不妊治療のうち体外受精等の基本治療が保険適用となったことから大田原市でも不妊治療への助成を終了したが、治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、令和6年度から助成を再開する。 令和6年度からは、保険適用外の不妊検査・治療に係る費用の1/2以内で15万円を上限に助成する。</p>	-
<p>妊婦健診受診票の交付 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 安心して妊娠・出産にのぞむことができるよう、妊婦健診の受診票を交付し、医療費の公費負担をします。</p>	<p>妊婦健診受診票交付者数は379人、延べ受診者数では4,146人の受診がありました。</p> <p>【結果】 異常なし 3,685人 要経過観察 348人 要医療 113人</p> <p>《評価・課題等》 母子の健康管理・妊娠出産に係る経済的負担の軽減のみならず、産後うつ予防や新生児への虐待予防につながるよう、継続して医療機関との連携を密にし、必要な支援を受けられるようにしていきます。</p>	A
<p>妊産婦医療費助成事業 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 妊産婦の医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受療を促進し、母子保健の向上を図ります。</p>	<p>妊産婦に対して、医療費の一部を助成しました。</p> <p>対象人数 625人 助成件数 2,444件 助成額 11,946,730円</p> <p>《評価・課題等》 母子手帳交付時に、妊産婦に対して受給資格者証を交付し、助成申請等について詳細に説明しています。</p>	A
<p>産婦健診費助成事業 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 産後2週間と1カ月の産後健診について、1回5,000円を上限に2回助成します。</p>	<p>・産後2週間健診助成者 316人 (96.3%) ・産後1カ月健診助成者 325人 (99.1%)</p> <p>《評価・課題等》 産後の早い段階で産後うつ傾向にある方の把握が可能となり、産後の早期支援につながっています。</p>	A
<p>子育て世代包括支援センター 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 専任職員として「子育てコンシェルジュ」を配置し、相談に応じます。</p>	<p>妊娠届（母子健康手帳交付）の際に、妊婦アンケートをもとに面接を行い、相談等に対応しています。</p> <p>・妊娠届数 349件 ・面接実施率 97.7% ・要支援妊婦実人員 128人 ※要支援妊婦：継続支援が必要な妊婦</p> <p>《評価・課題等》 ・支所で母子健康手帳を交付した方に対しては、窓口での保健師面接ができないため、後日、妊婦アンケートをもとに電話等での相談支援を実施しています。 ・産科医療機関等とも連携しながら、子育てコンシェルジュと地区担当保健師が情報共有し、相談支援に対応しています。</p>	A

<p>思春期保健の充実 【子ども幸福課】</p>	<p>講師は、国際医療福祉大学教員（助産師）、中京学院大学教員（助産師）、日本赤十字看護大学教員、国際医療福祉大学塩谷看護専門学校教員（助産師）、那須赤十字病院助産師、在宅の助産師等に依頼し、正しい知識の普及に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校（5・6年生）：19校実施 532人参加（93.2%）</li> <li>・中学校（1・2・3年生）：9校実施 1,617人参加（92.6%）</li> </ul>	A
<p>《事業内容》 豊かな父性及び母性を育むため、市内全小・中学校において思春期教室を実施し、正しい知識の普及と自己決定能力の育成を図ります。</p>	<p>《評価・課題等》 市内小・中学校全校で実施。心身ともに成長が著しく、人格形成にとっても重要な時期に、豊かな父性母性を育むために実施しています。 小中学生の現状を考慮し、子どもたちの実情に応じた内容で、子どもたちは自分の事として受け止め、自分自身の体を大切にすること、他者を思いやる心を育む機会となっています。</p>	

### 施策の方向3 援助が必要な人への支援

#### 施策(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>養護老人ホーム措置事業 【高齢者幸福課】</p> <p>《事業内容》 居宅で養護を受けることが困難な高齢者を措置支援することで、安心して暮らせる環境を整備します。</p>	<p>身体上又は精神上的の理由や経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に係る養護老人ホームへの入所措置を講じています。</p> <p>令和5年度末 措置者数 48人</p> <p>《評価・課題等》 入所に際しては、「老人ホーム入所判定委員会」において審査判定し、適切に入所措置が講じられるよう努めております。</p>	A
<p>高齢者の就業機会の充実 【高齢者幸福課】</p> <p>《事業内容》 シルバー人材センターに対する事業費補助等により、高齢者の就業の促進を図ります。</p>	<p>シルバー人材センターが行う高齢者労働能力活用事業の実施に要する経費の一部に対し、補助金を交付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金額 18,400,000円</li> <li>・会員登録数 280人（令和4年度271人）</li> </ul> <p>《評価・課題等》 令和5年度中の入会者は44人（生きがい、社会参加、健康維持のため）、退会者は49人（病気・加齢等のため）となりました。</p>	A
<p>社会的活動の場の提供 【高齢者幸福課】</p> <p>《事業内容》 老人クラブの体制強化を図ることにより、社会活動の場を提供します。</p>	<p>単位老人クラブへの補助金交付額 2,255,000円 令和5年度 46クラブ 会員総数 1,578人</p> <p>このほか、大田原市老人クラブ連合会に対し、生きがいづくり補助金、活動費補助金及び連合会補助金として2,343,616円を交付しました。</p> <p>《評価・課題等》 令和5年度の老人クラブ会員数は102人減少しました。 多くのクラブにおいて、会員数減少による運営継続困難や新規加入者の獲得が課題となっています。</p>	A

施策(2) 貧困に直面する女性等に対する支援

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>就労支援事業 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 母子家庭の母又は父子家庭の父が一刻も早く就業・自立ができるよう、大田原市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給します。</p>	<p>○高等職業訓練促進給付金事業 ・給付件数 0件 ・相談件数 0件</p> <p>○自立支援教育訓練給付金事業 ・給付件数 0件 ・講座指定件数 0件 ・相談件数 0件</p> <p>《評価・課題等》 今後も事業周知を図るとともに、就労へ向けた支援の拡充を図ります。</p>	A
<p>児童扶養手当給付事業 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 父母の離婚・父親又は母親の死亡などによって父親又は母親と生計を共にしていない児童や、重度の障害のある児童を健やかに育成することができるよう、児童扶養手当を支給します。</p>	<p>○令和6年3月末日現在受給資格者数 507人 【内訳】・全部支給者数 192人 ・一部支給者数 245人 ・全部停止者数 70人</p> <p>○令和5年度新規認定件数 64件</p> <p>《評価・課題等》 ひとり親家庭の状況を的確に把握し、適切な手当の支給を実施します。</p>	A
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 経済的な自立を更に促進するため資金の貸付が必要になったとき、母子父子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じます。</p>	<p>・相談件数 70件</p> <p>【貸付】 ・就学支度資金 2件 ・修学資金 2件 ・生活資金 0件 ・就業資金 1件 ・就職支度資金 1件</p> <p>《評価・課題等》 今後も母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する周知と案内を実施するとともに、貸付を希望する各母子父子家庭の状況を的確に把握し、適切な貸付を実施します。</p>	A
<p>ひとり親家庭医療費助成事業 【子ども幸福課】</p> <p>《事業内容》 ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その心身の向上を図り、ひとり親家庭の福祉を増進します。</p>	<p>母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的支援を実施しました。</p> <p>対象世帯 596世帯 対象人数 1,448人 助成件数 5,063件 助成額 13,787,562円</p> <p>《評価・課題等》 対象者が、児童扶養手当受給者と共通することから、申請漏れなどないように、児童扶養手当申請時に申請書を記入いただいています。</p>	A

<p>生活困窮者自立支援事業 【福祉課】</p> <p>《事業内容》 生活上の困難に直面した方に対し、地域の中で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。</p>	<p>生活困窮者自立支援事業 新規相談受付件数 33件(81件) プラン作成件数 1件(5件) 就労支援対象者 1人(2人) 住居確保給付金支給決定件数 3件(9件) ※( )内は男女合計数</p> <p>《評価・課題等》 全体的に件数が減っています。住居確保給付金の受給は原則1回であるため、受給者が減っているのが要因と思われます。</p>	B
--	---	---

施策(3) その他困難を抱える人への支援

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>LGBTQへの理解を深めるための取組 【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 LGBTQに関する正しい理解を深めるための啓発や情報・学習機会の提供を行います。</p>	<p>市ホームページを活用し、性の多様性について啓発を行うとともに相談窓口の情報を掲載しました。</p> <p>《評価・課題等》 今後も情報提供に努めていきます。</p>	A
<p>性的少数者への教育相談の充実 【学校教育課】</p> <p>《事業内容》 学校教育の場において、児童・生徒に対し、相談体制やサポート体制の充実を図ります。</p>	<p>各学校において、LGBTQへの理解を深め、いじめや差別を許さない人権教育等を推進しました。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育相談員等を配置して教育相談の充実を図り、受容的な体制の構築に努めています。また、教育相談週間を設定して、個別に悩みを相談できるようにしています。市教育支援センターにおいても相談体制やサポート体制の整備を図りました。</p> <p>《評価・課題等》 市教育支援センターでの相談体制を整備し、各校に事業内容を伝えたり相談窓口を拡大したりしました。今後も担当者を中心に、LGBTQに関する理解をさらに深め、相談体制の充実やサポート体制の整備を図っていきます。</p>	B
<p>外国人子女相談員の配置 【学校教育課】</p> <p>《事業内容》 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対し、ポルトガル語等を母語とする相談員を学校に配置し、学習支援活動や教育相談、文書の翻訳業務を行います。</p>	<p>県が指定する「外国人児童生徒教育拠点校」である西原小学校・大田原中学校、また、外国人児童が複数在籍する大田原小学校に、日本語とポルトガル語・中国語に堪能な市会計年度任用職員である「外国人子女相談員」を4名配置し、ブラジル国籍と中国籍の外国人児童生徒の支援を行いました。さらに、小学校入学前に日本語が分からない児童や保護者のために日本語支援相談会を実施し、拠点校制度を説明するなど、就学の支援を行いました。</p> <p>《評価・課題等》 外国人児童生徒の多国籍化・散在化が年々進んでいます。今後は日本語支援相談会を小学校就学前の児童や保護者にさらに周知し、小学校入学前に拠点校への就学を進めていく必要があると考えます。</p>	B

## 【計画の推進】

### 評価の目安

- A：達成された（90%以上）
- B：概ね達成された（80%以上）
- C：あまり達成されていない（60%以上）
- D：達成されていない（60%未満）

### 1 推進体制の充実

#### 施策(1) 庁内推進体制の強化

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>庁内における意識啓発 【総務課】【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 市職員へ意識啓発のための講座や講演会等の情報提供を行います。</p>	<p>庁内掲示板を活用し、随時情報提供を行いました。 男性のワークライフバランス実践をテーマとした県主催オンライン講座の受講案内を庁内ガールーンで市職員に向けて周知しました。</p> <p>《評価・課題等》 今後も講座・講演会等の情報提供に努めます。</p>	A
<p>女性職員の管理的地位への登用拡大 【総務課】</p> <p>《事業内容》 キャリア形成支援の取組を進め、公平公正な能力評価を行うことにより、市の女性職員の管理職等への登用を推進します。</p>	<p>令和5年4月1日現在 管理的地位（管理職手当が支給される者） 部長級、課長級及び課長補佐級の職員 57人 のうち女性15人 登用率：26.3%</p> <p>【内訳】 ①部長級 10人中女性1人 ②課長級 30人中女性6人 ③課長補佐級 17人中女性8人</p> <p>《評価・課題等》 女性職員の職域拡大のための研修への参加を促し、キャリア形成支援に努めました。令和3年3月策定の大田原市特定事業主行動計画における、女性職員の係長級以上の職の割合目標が令和5年度は26.0%であり、実績が26.3%であるため、目標は達成されました。</p>	A
<p>「特定事業主行動計画」の推進 【総務課】</p> <p>《事業内容》 すべての職員が仕事と生活の調和を推進し、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、特定事業主行動計画を推進します。</p>	<p>大田原市特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づき、家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備を目指しており、率先して特別休暇や育児、介護休暇等の取得を促進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性職員の育児休業取得率 100% (年度目標：100%)</li> <li>・男性職員の育児休業取得率 54% (年度目標：10%)</li> <li>・配偶者出産時の特別休暇取得率 72% (年度目標：86%)</li> </ul> <p>【参考】特別休暇の取得者数及び平均取得日数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子の看護休暇 125人 5.4日</li> <li>② 介護休暇 18人 2.9日</li> <li>③ 配偶者出産時の特別休暇（男性職員） 9人 1.5日</li> </ul> <p>※配偶者出産時の年次休暇取得日数を含む。</p> <p>《評価・課題等》 大田原市特定事業主行動計画において、女性の育児休業取得率100%の維持、男性職員の育児休業取得率を令和7年度まで毎年度に10%以上、男性職員の配偶者出産時の特別休暇取得率を令和7年度までに90%以上とすることなどを目標として定めております。令和5年度目標は概ね達成されました。</p>	B

<p>男性職員の育児休業取得促進【総務課】</p> <p>《事業内容》 性別にかかわらず仕事と育児を両立できる職場環境の整備を目的として男性職員の育児休業の取得を促進します。</p>	<p>大田原市特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づき、家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備を目指しており、男性職員の育児休業の取得を促進しました。</p> <p>・男性職員の育児休業取得率 54% （年度目標：10%）</p> <p>《評価・課題等》 大田原市特定事業主行動計画において、男性職員の育児休業取得率を令和7年度まで毎年度10%以上とすることを目標としています。令和5年度目標は10%であり、実績は54%であるため、目標は達成されました。</p>	A
---	---	---

## 施策(2) 国、県、他市町村との連携

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>各種研修への積極的参加【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 国や県、他市町村との情報共有を図るため、最新の動向を把握し、研修会への積極的な参加を促すことで、本市の施策推進につなげます。</p>	<p>県主催の研修会に参加しました。</p> <p>《評価・課題等》 今後も研修会等へ積極的に参加し、また、市内外で開催される講座・講演会等の情報提供に努めます。</p>	B

## 2 プランの進行管理

### 施策(1) 年次報告書の作成・公表

事業	令和5年度実施状況	評価
<p>年次報告書の作成【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 各施策の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、男女共同参画審議会に報告するとともに、市民・事業者に対し、公表します。</p>	<p>令和4年度男女共同参画に関する年次報告書を作成「令和4年度男女共同参画に関する年次報告書（案）」の内容について庁内において検討し、大田原市男女共同参画審議会に報告するとともに、広報紙、市ホームページで公表しました。</p> <p>《評価・課題等》 今後も遅延なく公表できるよう努めます。</p>	A
<p>男女共同参画審議会との連携【政策推進課】</p> <p>《事業内容》 年次報告書の報告を通じて、本計画の事業評価や進捗管理を行います。</p>	<p>大田原市男女共同参画審議会 第1回 期日 令和5年7月6日 内容 「令和4年度男女共同参画に関する年次報告書（案）」について</p> <p>《評価・課題等》 今後も大田原市男女共同参画審議会と連携を図り、審議会からの意見を施策に反映させていきます。</p>	A

# 参 考 资 料

## 大田原市男女共同参画を推進する条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第7条）

#### 第2章 基本的施策（第8条－第15条）

#### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第16条・第17条）

#### 第4章 大田原市男女共同参画審議会（第18条）

#### 附則

### 前文

人がその性別にかかわらず、一人一人が心豊かに、自分らしく生きることができる社会の実現は、私たちの願いである。

大田原市においては、人間尊重を基本理念とした市民憲章に基づき、大田原市総合計画を指針として、市民生活の向上を目指すとともに、男女平等社会の実現に向け「おおたわら男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別による固定的な役割分担や慣行は、依然として根強く残っており、社会における男女間の不平等を感じている市民も少なくない。

さらに、意思決定の場への男女の積極的な参画、家庭生活における活動と他の活動の両立等なお一層の努力が求められている。

こうした状況の中、少子高齢化、家族形態の多様化、高度情報化、国際化など社会経済情勢の急激な変化に伴い、解決すべき課題も抱えている。

ここに、大田原市は、男女の特性を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合い、幸せを実感できる住みよいまちを築くため、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念及び目指すべき姿を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内における公的機関又は事業活動を行う個人、法人、非営利団体、自治会等をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、心理的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

**第3条** 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を十分理解し、協調して行われること。

(目指すべき姿)

**第4条** 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現にあたり、次に掲げる事項を目指すべき姿として、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において目指すべき姿

ア 家族一人一人を尊重し、自分の意思で多様な生き方を選択し、それらを互いに認め合い、家事、子育て、介護等を担い合う家庭

イ ドメスティック・バイオレンスのない明るい幸せな家庭

(2) 教育の分野において目指すべき姿

学校教育、社会教育その他あらゆる分野において、男女平等意識が醸成され、かつ、個性や能力が大切にされる教育

(3) 地域において目指すべき姿

男女共同参画が阻害される慣習やしきたりを見直し、男女が、差別なく地域の諸活動に参加し、企画や実践に関われる地域

(4) 職場において目指すべき姿

ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価される職場

イ セクシュアル・ハラスメントがなく、それぞれの人格を認め合って安心して働ける環境が保障される職場

ウ 男女が等しく、職業生活における活動及び家庭生活における活動を両立し、その他の活動も行うことができる職場

エ 家族経営的な農商工業等においては、男女が対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保され、並びに正當に評価される職場

(市の責務)

**第5条** 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、前条に定める目指すべき姿（以下「目指すべき姿」という。）を念頭に置き、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民、事業者、国、他の地方公共団体等と協力し、及び連携して実施する責務を有する。

3 市は、男女共同参画の推進に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に基づき、目指すべき姿を念頭に置き、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第7条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、目指すべき姿を念頭に置き、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(行動計画)

**第8条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、大田原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定し又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(意識の啓発)

**第9条** 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、あらゆる機会を通じて広報活動、情報提供、学習の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

**第10条** 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員等)

**第11条** 市は、附属機関の委員等を任命又は委嘱するときは、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(活動の支援)

**第12条** 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(意見等申出の対応)

**第13条** 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者から、意見、苦情等の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるとともに、必要と認めるときは大田原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権の侵害に関し、市民及び事業者から相談を受けたときは、関係機関と連携し、解決に努めるものとする。

(年次報告)

**第14条** 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

**第15条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

**第16条** すべての人は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報への配慮)

**第17条** すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や、異性に対する暴力等を助長若しくは連想させる表現又は不適切な性的表現を行わないよう努めなければならない。

#### 第4章 大田原市男女共同参画審議会

(大田原市男女共同参画審議会)

**第18条** 市に、大田原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 行動計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 施策に関する意見等の申出への対応に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4 委員は、市民、学識経験者等から市長が任命又は委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田原市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田原市男女共同参画を推進する条例（平成16年条例第21号）第18条第7項の規定に基づき、大田原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(H20規則22、23年度規則16、一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第22号）

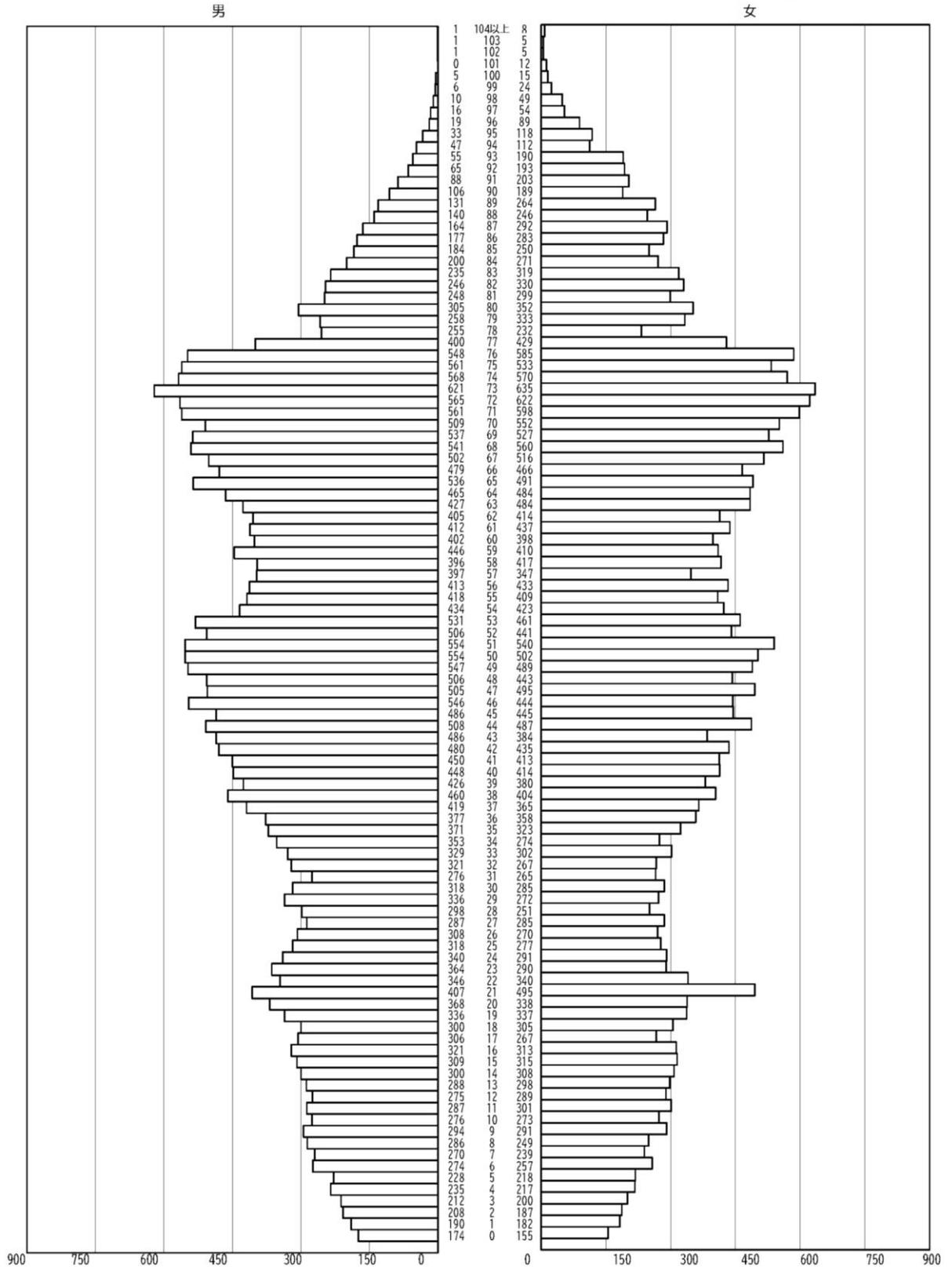
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第16号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

# 大田原市 男女・年齢別人口

令和6年4月1日 現在  
住民基本台帳法による人口



人口 男女計 34,037 人  
34,403 人  
68,440 人

世帯数 29,995 世帯  
新生児人口 329 人  
65歳以上人口 21,745 人

大田原市総合政策部政策推進課

〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号

TEL 0287-23-8715 FAX 0287-23-8748

E-mail : [seisakuishin@city.ohawara.tochigi.jp](mailto:seisakuishin@city.ohawara.tochigi.jp)